

■「今後の土砂災害対策の進め方」
検討委員会の委員意見

平成24年2月23日（木）
第5回「今後の土砂災害対策の進め方」
検討委員会 資料1

課 題	委 員 意 見
<p>【施策の進め方】</p> <p>●今後の土砂災害対策の進め方 (土砂災害防止法指定推進)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地価が下落するから区域指定に反対するという発想は、その土地が持っているリスクを買い手には開示しないで、売り抜けようという発想である。これにより府が指定をしないということは、法的な理由とはならない。 ○ 山間部の危険箇所に住宅が建ってしまうことから、土砂災害防止法の区域指定を急ぐ必要がある。 ○ これまで、ハード対策を補完するものがソフト対策という考え方があったが、これからは、ハード対策導入の前提としてソフト対策を柱に「人命を守る」、その上でハード対策を着実に進めるという位置付けにする必要がある。 ○ 今後の議論については、色々な支援制度や施策を横並びに比較して、一番府として或いは市町村と協力して進めるべき施策を整理する必要がある。
<p>【「逃げる」施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の発令の判断基準が不明確 ○地区版ハザードマップ作成の遅れ ○幅広い年齢層での防災意識の向上 	<p>【情報の提供・伝達】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害というのは局所的なもの、地図だけに頼らない、特に現地の状況を重視した情報発信も大事。 ○ いつ、どこに避難すべきかを全部行政が指定をしていくというスタンスはもう破棄、様々な情報を提供し、垂直避難等選択肢を増やしていく。 <p>【避難勧告の発令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最も重たい責任を背負っている市町村長の防災に対する意識が重要である。首長自らが、防災対策を促進するという意思表示をしてもらうことが必要である。 ○ 1年間無事故で自動車保険料が無駄だったと思う人はいない。避難して何も無く空振りであっても、良かったと自然に思える社会づくりが重要である。 ○ 避難勧告の発令基準を一定にするのは、疑問。災害時要援護者等は避難行動に時間もかかるため、早く発令するなど考慮する必要がある。 ○ 一時避難(垂直避難や近所の公民館等への避難)の観点から、自治会等の活用を検討。 ○ 前兆現象で判断するというのがあるが、前兆現象がなくても崩れる事例はたくさん存在。降雨量により判断するのが分かり易い。 <p>【ハザードマップの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハザードマップの作る側はいろいろな情報を記載したが、情報が増えれば増えるほど情報が消えていくイメージがある。幅広い年齢層に対して、どのようなものが最適なのかを議論して作っていくことが大事。 ○ どのような災害が起きたかなどを古文書や歴史的な記録や地質・地形から整理することも必要。 ○ ハザードマップは、費用をなるべくかけずに作成するとともに、災害は想定外もあることから100%安全ではないことを認識させた上で、客観的な指標でマップを作成すればいいのでは。 <p>【住民の防災意識】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害について、幅広い年齢層に知ってもらうことが、将来的に普及・啓発する際に重要。 ○ 普段から自分の家周辺裏山の様子をみて、現状変化等に注意を払ってもらうことも大事。 ○ 地域に出ていき、予算がない現状やハード対策をするのは数百年かかるなどを議論しながら、人命を守るためその地域でなにをやるべきかを市町村の方を含めて話し合うことが大切である。 ○ ソフト対策の基本は、自分がどのような環境に住んでいるのかと、災害の特性を知ることが大事。

課 題	委 員 意 見
<p>【「凌ぐ」施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害防止法の特別警戒区域の効力発揮の遅れ ○新たな支援制度の活用促進 	<p>【住宅の移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の人口減少社会に直面している状況を踏まえれば、安全な所に移転してもらうという政策に舵を切っていくべきである。 <p>【建物補強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別警戒区域内の建築物の規制のための構造基準に基づく建物補強により家屋や人命が守れるのなら、急傾斜地崩壊対策施設は要らないのではないか。 ただ、既存家屋の建物補強も、急傾斜地崩壊対策施設も、危ないと元々分かっている地域に人が住み続けることを、サポートしている点では、アクセルではなくブレーキを踏んでいることに違いはない。 ○ 大阪府は、民有地に公有施設を設置する急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金を全額負担しているのに対し、より個人資産に関わることになるが、特別警戒区域に立地する既存家屋に対する移転、補強の助成制度が無いというのは、手薄でバランスが悪い。 ○ 個人宅に建物補強をすれば、尚更納税者の不公平感が積もる要素もある。 ○ 建物補強制度を活用する選択は、行政がやるのではなく、住人がやるのが良い。 行政は、色々な制度の情報提供を行い、判断は住人に任せるべきである。
<p>【「防ぐ」施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業費の減少と整備の長期化 ○整備箇所の評価の遅れ ○急傾斜地崩壊対策施設の課題 	<p>【事業費の減少と整備の長期化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハード対策は、100%安全という訳ではなく、ソフト対策の意識が高い地域から優先して整備すべき。 その基本的な進め方としては、行政と地域住民との「協働」を促進する観点を加えることにより、更なる防災意識の向上と維持管理のあるべき姿を実現できると思う。 ○ 急傾斜地崩壊対策施設整備開始から40年が経過し、大規模補修の発生が見られることから、府が維持管理できる以上の新たな施設整備をしないという議論が必要である。 <p>【広域行政の役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民が自ら「逃げる」ということならば、公益性の観点からも、避難場所やそこまでの経路を安全にする対策が重要である。 <p>【民有地に新たに設置する公有施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化補修により再度、構造物を設置施工すれば、その費用負担も大きい。ならばこの機会に民有地に設置して発生した責任とともに「施設撤去してその後は、何も作らない。」という議論も必要である。 <p>【個人資産への公金の投入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受益者負担金を府が負担していること自体、府税納税者一般の立場に立てば、「不公平感」を生んでいる。 <p>【整備後の維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自らの生命・財産を守る施設は、自ら維持管理をする必要があるという意識を持つしくみが必要である。 ○ 府・市町村・住民が一体となり取り組むためにも、市町村への一部権限移譲や、日常点検等に住民参画を進める必要がある。